

小樽市立山の手小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

国においては、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（以下「法」と記述）が成立し、北海道においては、平成26年4月に「北海道いじめ防止に関する条例」を施行するとともに、同年8月に「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」と記述）を決定しました。

法の施行後も、いじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど後を絶たず、国は平成29年3月に「いじめ防止等のための基本方針」を改定し、道においても国の動向を踏まえ、平成30年2月及び令和5年3月に道の基本方針を改定しました。

小樽市では、児童生徒の尊厳を守るために、家庭や市民とともに、いじめの問題に真剣に取り組み、人権に対する理解を深め地域社会全体でいじめのような人権侵害から児童生徒を守る意識の高揚につながるよう、平成27年3月に「小樽市いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」と記述）を制定し、条例第11条の規定に基づき、同年4月「小樽市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」と記述）を定めました。小樽市においても、国・道の動向を踏まえ、令和元年5月及び令和6年9月に基本方針の改定を行いました。

これに基づき、小樽市立山の手小学校では、「いじめはどの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「小樽市立山の手小学校 いじめぼうし基本方針」を策定しました。

本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめの問題を早期に解決します。
- いじめの問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

目次

I	いじめの理解	2
II	いじめの禁止	3
III	いじめ防止に向けた方針	4
IV	学校のいじめ防止基本方針策定の意義	5
V	学校におけるいじめ防止等の対策組織（学校いじめ対策委員会）	6
VI	学校におけるいじめの防止等の取組	7
VII	インターネット上等のいじめについて	8
VIII	重大事態への対処	10
	いじめ早期発見のためのチェックリスト	11
	いじめ対応チェックリスト	12

I いじめの理解

【いじめとは】（『いじめ防止対策推進法第2条「いじめの定義」』を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとします。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、客観的に判断し、組織的に対応に当たります。

【いじめの基本認識】

① いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、組織的に対応します。

② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。

③ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策委員会」という）で情報共有して対応します。

④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。ささいに見える行為でも、表には現れないにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

⑤ 児童生徒が多様性を認めた互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ*1」、「多様な背景を持つ児童生徒*2」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被害児童生徒」という）等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

*1 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

*2 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにあたる児童生徒のことです。

【いじめの解消】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、すくなくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する責任を有します。「学校いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することを大切にします。

上記のいじめが「解消している状態」とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

Ⅱ いじめの禁止（条例第4条）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深い傷を残すものです。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。

Ⅲ いじめ防止に向けた方針（条例第5条～第9条）

小樽市立学校として、豊かな人間関係を築く教育を行います。

- ① 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- ② 児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- ③ 児童生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援します。
- ④ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- ⑤ 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、インターネットとうの正しい利用方法等を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とインターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- ⑥ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや必要に応じた個別面談を実施するなど、児童生徒一人一人の状況の把握を組織的に行います。
- ⑦ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。
- ⑧ いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が必要不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- ⑨ いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- ⑩ 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する場を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- ⑪ 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。「学校いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。
- ⑫ 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力をもつとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

IV 学校いじめ防止基本方針策定の意義

【意義】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童生徒への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談の充実、児童生徒の指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容を盛り込みます。

【内容の中核】

- ・ いじめがおきにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・ いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化
- ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
- ・ 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・ 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・ 「学校いじめ対策委員会」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・ 加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- ・ 「学校いじめ対策委員会」を中心とした PDCA サイクルによる点検、見直しの取組

学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行います。

V 学校におけるいじめ防止等の対策組織（学校いじめ対策委員会）

【意義】

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になる。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

【取組の留意点】

- ・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により学校の実情に応じて構成します。
- ・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得ます。
- ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加します。
- ・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように柔軟な組織とします。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めます。

【構成員】

○校長 ○教頭 ○主幹教諭 ○教務主任 ○生徒指導・文化部長 ○養護教諭
○教員（低学年、中学年、高学年から各1名） ○当該担任 ○（市費スクールカウンセラー）

※事態の推移、広がり、特殊性等、状況に応じて構成員の変動があります。

※場合によって、警察、医療機関、弁護士、スクールソーシャルワーカー、教育支援コーディネーター等の外部専門家に加わっていただきます。

【主な内容】

- ① アンケート調査、教育相談等の結果を分析し、いじめとして対応すべき事案か否かを判断します。
- ② 判断が難しい場合は、関係者と協力・連携し、事実関係を把握します。
- ③ 被害児童の心身のケアに努めます。
- ④ 加害児童の指導を行い、単に謝罪や責任を問うことばかりではなく、児童の人格の成長を支援し、再発防止に努めます。
- ⑤ 十分な効果が期待できない場合には、教育委員会との連携を図り、所轄警察署等にも相談し、対処します。
- ⑥ 児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、教育委員会の指示に従い必要な対応を行います。
- ⑦ 定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催します。
- ⑧ いじめ事案の発生時は、緊急にいじめ対策委員会を開催し、調査・対応に当たります。
- ⑨ いじめ事案の内容や対応等については、職員会議又は職員集会で共通理解を図ります。

VI 学校におけるいじめ防止等の取組（未然防止・早期発見・早期対応）

I 未然防止の取組

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策委員会」への報告とするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

【具体的な取組】

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気づくりに努め、教職員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを様々な場面で児童に示します。また、全校朝会での校長の講話や児童会活動において、学校全体で「いじめは絶対に許されない」ということを伝えます。
- ・ 児童がいつでも誰にでも相談できるよう、一人一人との信頼関係の構築に努めます。
- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、集団の一員として自覚できるような意識を育てるとともに、学校や学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。また、児童一人一人が、安全・安心に過ごせるような学級経営に努めます。
- ・ 日常的に児童の個性の発見とよさや可能性、努力、成長を認め、賞賛し、自己肯定感を高めます。
- ・ 教職員が不適切な言動や差別的な言動をしたり、いじめを助長したりすることのないよう十分留意します。
- ・ 児童を主語にした授業を行い、自己表現したり自己調整したりしながら学び、達成感や成就感をもたせます。
- ・ 思いやりの心や一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さについて、道徳科を要とした道徳教育全体で育みます。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動のなかで指導します。傍観者もいじめに加担していることや、いじめを発見したらすぐに教職員や友達に知らせたり、止めさせたりすることの大切さを指導します。
- ・ 道教委から提示される「安全・安心キャンペーン」、市教委から提示される「いじめ防止強調月間」の各取組を、学校全体で具体化するとともに、児童会の挨拶運動やいじめ防止標語の取組を行い、全児童に意識付けを図ります。
- ・ いじめに関するアンケート調査を年2回（6月・11月）実施し、結果から児童の様子の変化などを見取り、教職員全体で共有します。
- ・ 全学年で「情報モラル教育」を実施するとともに、保護者会等を通じて保護者の啓蒙を図ります。
- ・ いじめの問題に関する校内研修を実施し、教職員のいじめの問題に対する理解と実践的指導力の向上を図ります。
- ・ 一人一人を大切に作る観点から、性暴力防止に向けた安全教育に取り組みます。
- ・ 性的マイノリティとされる児童や多様な背景を持つ児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、保護者との共通理解に基づき、日頃から適切な支援を行います。

2 早期発見の取組

学校は、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

【具体的な取組】

- ・ いじめに関するアンケート調査を年2回（6月・11月）実施するとともに、児童理解支援ツール「ほっと」（道教委）を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みを把握し、解決に繋がります。
- ・ 学期末に担任と児童の面談を実施し、児童の様子を把握します。
- ・ 担任を初め、他の教職員やスクールカウンセラーらで児童の様子を見守り、気付いたことを職員会議の生徒指導交流の場で情報を共有します。
- ・ 定例の学校いじめ対策委員会では、いじめ事案に対する事実関係の把握と整理を行い、積極的にいじめを認知します。
- ・ ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携を強化します。

3 早期対応の取組

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

【具体的な取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記します。
- ・ いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保します。
- ・ いじめを受けた児童へのスクールカウンセラー等による教育相談を行います。また、事情や心情を聴き取り、児童に合わせた継続的なケアを行います。
- ・ いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。また、事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。
- ・ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をします。
- ・ いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の保護者への支援、助言をします。また、いじめを行った児童の保護者への協力要請及び助言をします。
- ・ 関係機関や専門機関等との相談・連携を図るとともに、保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有します。
- ・ いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたる認められた場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守ります。その時には、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ・ 解決に向けた取組後は、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していることを確認します。

4 早期対応の流れ

①情報を確認した場合
・学校いじめ対策委員会を開催する。 ・いじめを受けた児童の安全を確保する。(登下校時、休み時間、清掃時間、放課後)
②正確な実態把握
・いじめを受けた児童、いじめを行った児童、周囲の児童から個々に聴き取る ・関係教職員と情報を共有し、性格で詳細な事実を把握する。
③指導体制と方針の決定
・指導のねらいを明確にし、共通認識と理解を図る。 ・対応する教職員の役割分担を明確にする。 ・教育委員会、関係機関との連携を図る。
④児童への指導・支援と保護者との連携
・いじめを受けた児童を保護し、心配や不安を除く。 ・いじめを行った児童には、相手の痛みや苦しみに気付かせ、「決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。 ・家庭訪問や来校していただくなど、保護者と対面し、誠意ある態度で具体的な対応を伝える。
⑤事後の対応
・再発のないよう、注意深く見守り、教職員で情報を共有する。 ・継続的な指導や支援を行う。 ・スクールカウンセラーなどを活用し、心のケアを行う。 ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

【把握する最低限の情報】

- ①いじめを受けた児童、いじめを行った児童は誰か（被害者と加害者の把握）
- ②いつ、どこで発生したか（時間と場所の把握）
- ③どのようないじめか、どのような被害か（内容の把握）
- ④いじめの原因は何か（背景と要因の把握）
- ⑤いつから、いつまで続いているか（期間の把握）

VII インターネット上等のいじめについて

- 1 メール、なりすまし、裏サイトとのいじめ
 - ・匿名性により、自分だと分からなければ何をしていても構わないと考え、誹謗中傷を書き込み、被害者にとっての心理的苦痛が大きい。
- 2 SNS、動画共有サイトによるいじめ
 - ・誹謗中傷や個人情報、写真の投稿が拡散すると、インターネット上から完全に消去することは不可能である。投稿した本人がさらされることもあり、被害が拡大する。

【未然防止のために】

- 学校のルールだけでは、定着が難しく、家庭との連携・協力が不可欠です。
- ・児童のパソコンやスマートフォンを第一義に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、「おたるスマート7」を参考に、危険から守るためのルールづくりが必要です。
 - ・インターネットのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出する可能性など、様々なトラブルが起こっている可能性があるという認識が大切です。

【早期発見・早期対応について】

①悪口や嫌がらせへの対応

- ・ 毎朝の健康観察や生活の様子から、気になる点がある場合、事実の確認を進めます。
- ・ 学校だけでは解決が難しい場合は、保護者と連携して指導にあたります。
- ・ SNS 等への書き込みがある場合は、速やかに対応します。

②誹謗中傷や不適切な書き込みへの対応

- ・ 人権教育と関連付けながら指導にあたります。
- ・ 学校での指導のみで対応できない場合は、保護者や関係機関と連携します。

VIII 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

【重大事態の意味】

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）（以下「生命心身財産重大事態」という）
例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」である。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号）（以下「不登校重大事態」という）

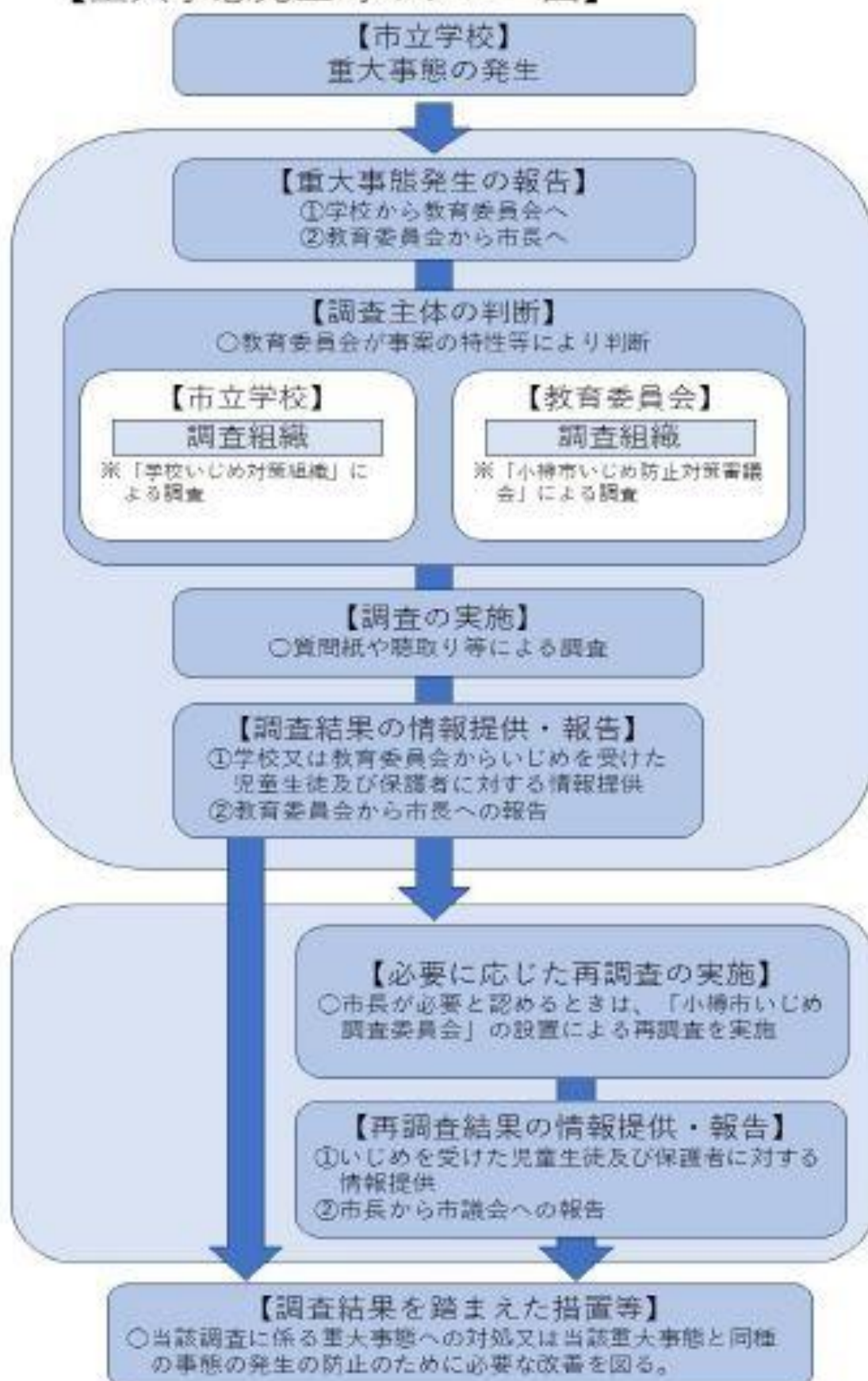
相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

※ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

【重大事態の報告】

- ・ 市立学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に伝える。

【重大事態発生時のフロー図】



【いじめ早期発見のためのチェックリスト】

学級にきになる児童がいる場合やアンケートにより「嫌な思いをしたことがある」と回答した児童の様子を観察し、次の項目に当てはまるかチェックしてください。

<記入年月日> 令和 年 月 日（ ）

<児童氏名> _____

1 日常の行動や様子等

- ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた
- ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた、又は、すぐに保健室に行きたがる
- ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける、又は、訪問する
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 登校時に体の不調を訴える
- ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い
- ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりしている
- ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない
- ☐ 視線をそらし、合わせようとしない
- ☐ 衣服の汚れや傷みなどが見られる
- ☐ 持ち物や掲示板等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする
- ☐ 体に擦り傷やあざができていていることがある
- ☐ けがをしている理由を曖昧にする

2 授業の様子

- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりする
- ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある
- ☐ グループ編成のときに、所属グループが決まらず孤立する
- ☐ グループ編成をすると机を離されたり、避けられたりする

3 給食や清掃の様子

- ☐ 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している
- ☐ 清掃時間にいつも人が嫌がる仕事をしている

4 放課後の様子

- ☐ 一人で下校することが多い

【いじめ対応チェックリスト】

学校いじめの問題に適切に対応する体制になっているか確かめるために、個々の教職員や学校いじめ対策委員会が使用します。

＜記入年月日＞ 令和 年 月 日（ ）

1 教職員集団に関わる要件

- ☐ 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている
- ☐ 全ての教職員が、いじめの定義を理解している
- ☐ 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている
- ☐ 全ての教職員が、「学校いじめ対策委員会」の役割や構成員等を理解している
- ☐ 「学校いじめ対策委員会」の会議が定期的開催されている
- ☐ 「学校いじめ対策委員会」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している

2 いじめの早期発見のための要件

- ☐ 児童にとって、いじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている
- ☐ いじめの実態のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する児童に対する個人面談を確実に実施している
- ☐ 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が背景にある事情の調査等を行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している

3 いじめの事案対処のための要件

- ☐ 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策委員会」に迅速、かつ正確に報告している体制となっている
- ☐ いじめが発生した際に「学校いじめ対策委員会」が速やかに開催され、情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている
- ☐ 「学校いじめ対策委員会」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている
- ☐ 全ての教職員が、いじめ事案対処の流れを理解している
- ☐ 全ての教職員が、いじめの解消の判断基準を理解している
- ☐ 全ての教職員が、いじめの重大事態の要件を理解している

4 学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策委員会」に関わる要件

- ☐ 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて改定している
- ☐ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている